

○八千代市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

制定 令和 3年 3月 25日告示第 79号

改正 令和 3年 12月 7日告示第 323号

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪のないまちづくりを推進するため、自治会等が行う防犯カメラの設置に要する経費に対し補助金を交付することに関し、八千代市補助金等交付規則（平成17年八千代市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 市内の自治会、商店会その他の市内で地域的な共同活動を行う団体（主たる事業所の所在地（法人格を有しない団体にあつては、主たる活動の拠点）が市内にあるものに限る。）をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の予防、証拠の保全等を目的として、市内の特定の場所に継続的に設置する撮影装置であつて、撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有するもの（映像を記録する装置を備えない撮影装置に、その映像を記録するための装置を外付けする場合を含む。）並びにこれを設置している旨を表示する板及びこれらを設置するための支柱等をいう。

(補助事業等)

第3条 補助金は、第5条第1項の協議を行い、かつ、その計画が承認されている自治会等に対して交付するものとする。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、防犯カメラを購入し、及び設置する事業（次に掲げる事項を満たすものに限る。）とする。

- (1) 撮影された映像のうち、公道その他の不特定多数の者が原則として常時通行することが可能な場所の映像の面積が2分の1以上であること。
- (2) 個人のプライバシーの保護に十分配慮し、撮影範囲は、必要最小限とし、特定の個人、建物等を監視しないこと。

- (3) 防犯カメラの設置について設置箇所周辺の住民の理解が得られていること。
- (4) 防犯カメラの設置箇所について、所有者その他の権原を有する者の同意又は許可を得ていること。
- (5) 令和2年度千葉県市町村防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱（令和2年4月2日付け千葉県く第15号千葉県環境生活部長通知別添）第3条の表その他の補助要件の項の2に規定する項目を定めた防犯カメラの管理及び運用規程等（以下「防犯カメラ管理運用規程」という。）が運用開始の日までに定められていること。

（補助金の額等）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は補助対象経費に含まないものとする。

- (1) 補助事業の実施に当たり既存の設備を撤去し、又は移設することに係る費用
- (2) 防犯カメラを設置する土地の造成に係る費用
- (3) 防犯カメラを設置する土地、建物等の使用又は取得に係る費用
- (4) モニターその他の映像の表示用機器の設置又は取得に係る費用
- (5) 防犯カメラの維持管理又は保守点検に係る費用
- (6) 補助事業に係る申請等に係る費用

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は補助事業により設置する第2条第2号に規定する撮影装置の台数に200,000円を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

（事前協議）

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、補助金の交付を申請する年度の前年度の9月末日までに、八千代市防犯カメラ設置事業補助金計画協議書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、協議を行うものとする。

- (1) 事業計画書

- (2) 自治会等の規約等及び名簿
- (3) 設置場所の位置図及び現況写真
- (4) 撮影範囲を記した平面図
- (5) 設置に係る費用の見積書の写し
- (6) 設置する防犯カメラの仕様書等
- (7) 収支予算書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の協議が終了したときは、八千代市防犯カメラ設置事業補助金計画承認（却下）通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（交付申請書等）

第6条 規則第3条第1項の申請書は、八千代市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（第3号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には、前条第1項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（補助の条件）

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（決定通知書）

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付の可否の決定通知は、八千代市防犯カメラ設置事業補助金交付決定（却下）通知書（第4号様式）によるものとする。

（変更等承認申請書）

第9条 第7条第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとする

るときは、八千代市防犯カメラ設置事業補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、その旨を八千代市防犯カメラ設置事業補助金事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（実績報告書等）

第10条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、八千代市防犯カメラ設置事業補助金実績報告書（第7号様式）によるものとする。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の領収書の写し
- (4) 設置工事に係る契約書の写し
- (5) 設置工事後の現況写真
- (6) 設置した防犯カメラの撮影画像
- (7) 防犯カメラ管理運用規程
- (8) その他市長が必要と認める書類

（確定通知書）

第11条 規則第13条の規定による交付すべき補助金の額の通知は、八千代市防犯カメラ設置事業補助金交付額確定通知書（第8号様式）によるものとする。

（交付請求書）

第12条 規則第15条の規定による補助金の交付の請求は、八千代市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書（第9号様式）によるものとする。

（概算払請求書）

第13条 規則第16条第2項の規定による補助金の概算払による交付の請求は、八千代市防犯カメラ設置事業補助金概算払請求書（第10号様式）によるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年度中に自治会等が市と行った補助事業に係る協議及びこれに対する承認は、この要綱の相当規定に基づき行われた補助事業に係る協議及びこれに対する承認とみなす。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年告示第323号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の八千代市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の規定は、令和5年度以後の年度分の補助金の交付について適用し、令和4年度分までの補助金の交付については、なお従前の例による。

第1号様式（第5条第1項）

八千代市防犯カメラ設置事業補助金計画協議書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

所在地

提出者 団体名

代表者 ⑩

八千代市防犯カメラ設置事業補助金の交付を受けたいので、下記の添付書類を添えて協議します。

記

- 1 事業計画書
- 2 自治会等の規約等及び名簿
- 3 設置場所の位置図及び現況写真
- 4 撮影範囲を記した平面図
- 5 設置に係る費用の見積書の写し
- 6 設置する防犯カメラの仕様書等
- 7 収支予算書
- 8 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条第2項）

八千代市防犯カメラ設置事業補助金計画承認（却下）通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長



年 月 日付で提出のあった 年度八千代市防犯カメラ設置事業補助金計画協議書について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 計画を承認する。

承認内容

- 2 計画を却下する。

理由

第3号様式（第6条第1項）

八千代市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

所在地

申請者 団体名

代表者 ⑩

八千代市防犯カメラ設置事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請
します。

1 事業年度 年度

2 補助事業の目的及び内容

3 交付申請額 円

4 経費の配分及び使用方法

5 補助事業の着手及び完了の予定期日

着手 年 月 日 完了 年 月 日

6 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 自治会等の規約等及び名簿
- (3) 設置場所の位置図及び現況写真
- (4) 撮影範囲を記した平面図
- (5) 設置に係る費用の見積書の写し
- (6) 設置する防犯カメラの仕様書等
- (7) 収支予算書
- (8) その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第8条）

八千代市防犯カメラ設置事業補助金交付決定（却下）通知書

八千代市 指令第 号
年 月 日

様

八千代市長 

年 月 日付で申請のあった 年度八千代市防犯カメラ設置事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金を交付する。

交付決定額 円

条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 申請を却下する。

理由

第5号様式（第9条第1項）

八千代市防犯カメラ設置事業補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

所在地

申請者 団体名

代表者 ⑩

年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付決定を受けた八千代市防犯カメラ設置事業補助金について、下記のとおり事業を変更（中止・廃止）したいので申請します。

記

- 1 事業変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更内容

第6号様式（第9条第2項）

八千代市防犯カメラ設置事業補助金事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長 

年 月 日付で申請のあった 年度八千代市防犯カメラ設置事業補助金の事業変更（中止・廃止）について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 申請を承認する。

内容

2 申請を承認しない。

理由

第7号様式（第10条第1項）

八千代市防犯カメラ設置事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

所在地

報告者 団体名

代表者 ⑩

年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付決定を受けた八千代市防犯カメラ設置事業補助金について、事業の実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の内容
- 2 補助事業に要した経費の総額 円
- 3 交付決定を受けた補助金の額 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 補助対象経費の領収書の写し
 - (4) 設置工事に係る契約書の写し
 - (5) 設置工事後の現況写真
 - (6) 設置した防犯カメラの撮影画像
 - (7) 防犯カメラ管理運用規程
 - (8) その他市長が必要と認める書類

第8号様式（第11条）

八千代市防犯カメラ設置事業補助金交付額確定通知書

八千代市 指令第 号
年 月 日

様

八千代市長 

年 月 日付けで実績報告のあった 年度八千代市防犯カメラ設置事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

交付確定額 円

第9号様式（第12条）

八千代市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

所在地

請求者 団体名

代表者 ㊟

年 月 日付け八千代市 指令第 号で補助金の額の確定の通知を受けた八千代市防犯カメラ設置事業補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 交付済額 円
- 3 交付請求額 円
- 4 振込先

金融機関名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	

第10号様式（第13条）

八千代市防犯カメラ設置事業補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

所在地

請求者 団体名

代表者 ⑩

年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付決定を受けた八千代市防犯カメラ設置事業補助金を下記のとおり概算払されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 概算払請求額 円
- 3 振込先

金融機関名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	